

# 物 品 売 買 契 約 約 款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別紙仕様書、図面等により、この契約を履行しなければならない。

(権利義務譲渡等)

第2条 受注者は、この契約に生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第3条 受注者は、この契約による債務の不履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため、契約代金の100分の5以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(損害負担)

第4条 この契約の物品納入（以下「契約物品」という。）について、その引渡し前に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

(検査)

第5条 受注者は、契約物品を納入しようとするときは、発注者に届け出て検査を受け、これに合格したのち、発注者の指示に従い、遅滞なく発注者に引渡さなければならない。

2 発注者は、検査の結果合格と認めないときは、受注者は、発注者の指示に従い、補修、取替え、追納等を行い、検査を受けなければならない。この場合において、発注者が特に承認したほか、納入期限を延長しないものとする。

(契約代金の支払)

第6条 発注者は、前条による契約物品が検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのちに、受注者から、所定の手続に従って、契約代金（以下「代金」という。）の請求があったときは、その日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(契約の変更)

第7条 発注者は、契約物品の一部の変更、契約数量の変更又は、納入場所若しくは納入期限の変更を受注者に要求することができる。この場合内訳明細書の単価により契約金額を増減するものとする。

2 前項の場合においては、内訳明細書の単価によることが困難な場合、又は明細書の記載外の場合は、発注者と受注者とが協議して書面により、これを定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 発注者は、次条第1号の意見を聴いた結果、受注者が次の各号のいずれかに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であることが判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 阪神水道企業団契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号で規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員
  - (2) 要綱第8条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 発注者は必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。
- (1) 受注者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長に意見を聴くこと。
  - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 受注者はこの契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、発注者にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（契約の解除）

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約物品を完納又は、その見込みのないとき。
  - (2) 検査に合格しない場合において、発注者において早急に合格品を得難いと認めたとき。
  - (3) 検査員又は立会人の職務執行を妨げたとき。
  - (4) 受注者が契約上の義務を履行しないとき。
  - (5) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。
  - (6) 暴力団等であると判明したとき。
- 2 前項により、発注者が契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属するものとする。ただし、第2条により契約保証金を免除したものにあっては、契約代金の100分の5を違約金として、徴収するものとする。なお、前項第6号に該当する場合は100分の20とする。
- 3 第1項により契約を解除したときは、発注者は、既納の契約物品のあるときは、その代金を受注者に支払うものとする。

（天災事変その他正当なる理由による延期）

第10条 天災事変その他正当の理由により、契約期限内に契約物品を完納することができない場合は、受注者は発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、発注者が正当と認めたときは、発注者と受注者とが協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（納期延長による違約金）

第11条 前条により延期を承認した場合を除き、受注者はその責に帰すべき理由によって、契約の期限内に契約物品を納入しないときは、検査中の日数を除き、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した金額を違約金として、発注者に納めなければならない。

（談合行為に対する措置）

第12条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による契約代金（単価契約の場合は、支払金額）の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。

らない。この契約による物品納入が完了した後においても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業員）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者が共同企業体である場合は、前項各号中「受注者」とあるのは「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、受注者が解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

5 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（物価の変動）

第13条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ、契約金額その他契約内容を変更することができる。

（かし担保）

第14条 発注者は、担保期間中において、契約物品の引渡し後のかしがあるときは、受注者に対して取替え、修補を請求し、又は請求に代え、損害の賠償を請求することができる。

（補則）

第15条 この約款に定めのない事項については、関係法令及び阪神水道企業団契約規程によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めることとし、協議が調わないときは、発注者の決定するところによるものとする。